

福井大学医学部小児科学教室同門会会則

第1条 本会は、福井大学医学部病態制御医学講座小児科学教室同門会 朋有会と称する。

第2条 本会は、小児科学に関する研究及び知識の交換を図り、小児医療ならびに福井大学医学部病態制御医学講座小児科学教室の発展に寄与し後援するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、かつて福井大学医学部病態制御医学講座小児科学（旧福井医科大学小児科学）教室に在籍し研究・診療・職務に従事した者および現在も従事している者を以て構成する。

第4条 役員

1) 本会に次の役員を置く。

① 会長 1名

② 副会長 1名

③ 理事 若干名

④ 会計 1名

⑤ 監事 2名

⑥ 名誉会員

2) 会長、副会長、監事、会計は理事会の推薦により総会において決定する。

3) 理事は会員の中から総会において選任し、理事の互選により理事長を選任する。

4) 会長は本会を代表し、会務を総理する。

5) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

6) 理事は重要な会務を審議し分掌する。理事会は会の重要な会務を審議し、その他諸般に関する事務を司る。

7) 監事は会計を監査し理事会に出席し意見を述べることができる。監事は本会の年度会計並びに財務一般を監査する。

8) 名誉会員は会長の推薦により理事会において決定する。

9) 役員の任期は3年とする。ただし再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 総会は会員をもって構成し、定期総会は年1回開催する。会の運営に関する役員会は随時会長の召集により開催する。

第6条 会費は一口3,000円とし、総会、懇親会費は別途に徴収する。

第7条 会計年度は5月1日より4月30日迄とする。

第8条 本会は、事務局を福井大学医学部病態制御医学講座小児科学教室に置く。

第9条 本会会則の変更及び最速の作成は理事会の審議を経て総会の承認を得る。

附則 本会則は2013年5月1日より施行する。